

新居浜市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修等の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図り、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から人命を守るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け 国官会第2317号）に基づき、本市の区域内に存する木造住宅の耐震改修、耐震シェルター設置又はブロック塀等安全対策工事に要する経費に対して、予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修設計事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年7月26日施行）に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (2) 耐震改修工事業者 本市内に本社、営業所又は事務所を置く工事業者で、愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱（平成26年7月11日施行）に基づき登録された耐震改修登録事業者をいう。
- (3) 耐震診断 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く）に基づき、耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。
- (4) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（改修前後の耐震診断結果、計画書及び積算見積書を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
- (6) 耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書（工事状況、写真及び耐震改修工事後の耐震診断を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。
- (7) 耐震シェルター設置工事 地震に対する住宅の倒壊から生命を守ることを目的として実施する耐震シェルター設置工事をいう。
- (8) 耐震改修工事等 耐震改修工事及び耐震シェルター設置工事をいう。
- (9) ブロック塀等安全対策工事 既存のブロック塀等の除却及び改修（ブロック塀等

による新設を除く建替え)に係る工事で、新居浜市建設業者格付け名簿に記載のある業者が行うものをいう。

(10) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。)で地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(11) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又は組積造(レンガ造、石造、コンクリートブロック造等)の塀をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱(平成16年要綱第78号)による補助金を受けて行った耐震診断若しくは新居浜市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱(平成28年要綱第32号)による耐震診断(以下「市補助耐震診断」という。)の結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「総合評点」という。)が1.0未満と診断された既存木造住宅の所有者(当該所有者と親子関係にある者その他当該既存木造住宅に関係がある者として市長が特に認める者を含む。以下同じ。)又は新居浜市内のブロック塀等の所有者であること。

(2) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う市内の既存木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、耐震改修工事監理、耐震シェルター設置工事及びブロック塀等安全対策工事で次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 耐震改修設計にあつては、愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会にて評価を受けた耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「総合評点」という。)が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震改修設計で、愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであつて、愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会にて耐震改修計画の評

価を受けたもの。

(2) 耐震改修工事にあつては、この要綱の規定による耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く）に基づき診断した結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであつて、愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。

(3) 耐震改修工事監理にあつては、この要綱による補助金を受けて行った耐震改修設計に基づいた既存木造住宅の耐震改修工事に係るもの。

(4) 耐震シェルター設置工事にあつては、愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会にて評価を受けた耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震シェルター設置工事で、次の各号に掲げるもの。

ア 大地震時に住宅の倒壊から生命を守るため、公的機関等により安全性の評価を受けたもの、構造計算により安全性が確かめられたもの又はその他知事が認めるものを設置するもの。

イ 耐震シェルター設置工事を行なった後も居住の用に供されるもの。

(5) ブロック塀等安全対策工事にあつては、別表の点検表により安全対策が必要と判断されたブロック塀等に係る除却又は改修で、次の各号に掲げるもの。

ア 新居浜市耐震改修促進計画に位置付けた避難路沿道等に面するもの。

イ 改修の結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）。

ウ ブロック塀等を補強コンクリートブロック造又は組積造（レンガ造、石造、コンクリートブロック造等）で建替えしないこと。

(6) 補助対象者が耐震改修工事を行おうとする既存木造住宅又はブロック塀等に、明らかな法令違反がないこと。ただし、当該耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

（補助対象経費、補助金額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の全部又は一部とする。

2 耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震改修工事監理の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助金額は、別表第1に定めるところによる。

3 耐震シェルター設置工事に係る補助金の額は、補助対象経費以内の額とし、40万

円を限度とする。

- 4 ブロック塀等安全対策工事に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、30万円を限度とする。補助対象経費については8万円/mを限度とする。
- 5 補助対象者が行う耐震改修設計、耐震改修工事、耐震シェルター設置工事及びブロック塀等安全対策工事のうち、耐震補強に明らかに寄与しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、前3項の規定にかかわらず、補助対象経費としない。
- 6 同一既存木造住宅に対する第2項及び第3項に掲げる耐震改修工事及び耐震シェルター設置工事に係る補助額の合計は、90万円を限度とし、算出された補助の金額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 前各項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助事業に係る契約を締結する前に、それぞれ耐震改修工事費等補助金交付申請書(第1-1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、個人情報確認同意書(第1-2号様式)を提出する場合は、第2項第4号及び第5号、第3項第6号及び第7号、第5項第7号及び第8号並びに第6項の第7号及び第8号の書類を省略することができる。

2 耐震改修設計に係る前項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断結果報告書及び評価証(写し)
- (2) 耐震改修設計見積内訳書
- (3) 当該既存木造住宅の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修設計を行うことについての占有者の同意書(第2-1様式)
- (4) 納税証明書(市税の完納を証するもの)
- (5) 住民票
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 耐震改修工事に係る第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 改修計画報告書(第3号様式)
- (2) 耐震改修工事後の改修耐震診断結果報告書及び評価証(写し)
- (3) 位置図、配置図、平面図等(改修内容の記載されたもの)
- (4) 耐震改修工事費見積内訳書
- (5) 当該既存木造住宅の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修工事を行うことについての占有者の同意書(第2-1号様式)

(6) 納税証明書（市税の完納を証するもの）

(7) 住民票

(8) その他市長が必要と認める書類

4 耐震改修工事監理に係る第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 当該既存木造住宅の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修工事監理を行うことについての占有者の同意書（第2-1号様式）

(2) 耐震改修工事監理見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

5 耐震シェルター設置工事に係る第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）

(2) 木造住宅耐震診断結果報告書評価書（写し）

(3) 位置図、配置図、平面図等（工事内容が記載されたもの）

(4) 設置する耐震シェルターについて、公的機関等により安全性等の評価又は選定を受けていることを証する書類若しくは安全性を確かめることができる構造計算書

(5) 耐震シェルター設置工事費見積内訳書

(6) 当該既存木造住宅の所有者と占有者が異なる場合は、耐震シェルター設置工事を行うことについての占有者の同意書（第2-1号様式）

(7) 納税証明書（市税の完納を証するもの）

(8) 住民票

(9) その他市長が必要と認める書類

6 ブロック塀等安全対策工事に係る第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施計画書（第1-3号様式）

(2) 別表第2の点検表（実施した者（施工予定業者）の氏名・押印のあるもの）

(3) ブロック塀等の写真・撮影方向位置図

(4) 位置図、配置図、平面図等（除却又は改修内容が記載されたもの）

(5) ブロック塀等安全対策工事費見積内訳書

(6) 当該既存ブロック塀の所有者と占有者が異なる場合は、ブロック塀等安全対策工事を行うことについての占有者の同意書（第2-1号様式）

(7) 納税証明書（市税の完納を証するもの）

(8) 住民票

(9) その他市長が必要と認める書類

- 7 補助対象者は、補助金の受領を耐震改修設計若しくは耐震改修工事監理を行った耐震改修設計事務所又は耐震改修工事を行った耐震改修工事業者、耐震シェルター設置工事若しくは、ブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任することができる。この場合において、補助対象者は、第1項の耐震改修工事費等補助金交付申請書に代理受領予定届出書（第2-2号様式）を添付するものとする。
- 8 市長は、第1項に規定する申請書等の書類の提出があった場合は、その内容を審査し、補助対象事業として補助金の交付をすると決定したときは耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該補助金の交付をしないと決定したときはその旨を耐震改修工事費等補助金交付却下通知書（第5号様式）により、それぞれ当該提出をした補助対象者に通知するものとする。
- 9 市長は、第1項に規定する申請書等の書類の提出があった後、必要に応じて当該提出に係る現地調査等を行うことができるものとする。この場合において、当該提出をした補助対象者は、この現地調査等に協力しなければならない。

（補助事業の変更交付申請）

第7条 前条第8項の規定による交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ耐震改修工事費等補助金変更交付申請書（第6号様式）に変更箇所等の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査するとともに、変更の可否を決定し、耐震改修工事費等補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、耐震改修工事費等補助金交付申請取下届出書（第7-1号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による交付申請の取下げに係る届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（完了実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（第8号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 耐震改修設計の完了実績報告に係る前項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（1）耐震改修工事後の改修耐震診断結果報告書及び評価証（写し）

- (2) 耐震改修設計図書
- (3) 耐震改修工事費見積内訳書
- (4) 耐震改修設計請負契約書（写し）
- (5) 耐震改修設計代金領収書（写し）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 耐震改修工事の完了実績報告に係る第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
- (2) 耐震改修工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- (3) 耐震改修工事請負契約書（写し）
- (4) 耐震改修工事代金領収書（写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 耐震改修工事監理の完了実績報告に係る第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 中間・完了時における報告書（第9-1号様式）
- (2) 耐震改修工事後の耐震診断結果報告書（耐震改修設計事務所の署名及び押印のあるもの）
- (3) 耐震改修工事監理請負契約書（写し）
- (4) 耐震改修工事監理代金領収書（写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 耐震シェルター設置工事の完了実績報告に係る第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震シェルター設置工事竣工図（工事内容の記載されたもの）
- (2) 耐震シェルター設置工事写真（工事内容が確認できるもの）
- (3) 中間・完了時における報告書（第9-1号様式）
- (4) 耐震シェルター設置工事請負契約書（写し）
- (5) 耐震シェルター設置工事代金領収書（写し）
- (6) その他市長が必要と認める書類

6 ブロック塀等安全対策工事の完了実績報告に係る第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) ブロック塀等安全対策工事写真（工事内容が確認できるもの）
- (2) 完了時における報告書（第9-2号様式）
- (3) ブロック塀等安全対策工事請負契約書（写し）

(4) ブロック塀等安全対策工事代金領収書(写し)

(5) その他市長が必要と認める書類

7 補助事業者が、補助金の受領を耐震改修設計事務所又は耐震改修工業者に委任する場合は、第2項(5)、第3項(4)、第4項(4)、第5項(5)又は第6項(4)に替えて、耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事監理に係る請求書(写し)及び、当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書(写し)を添付するものとする。

(是正のための措置)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを検査し、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 市長は前項の規定により不備が判明した場合は、検査結果不備事項通知書(第10号様式)により通知するものとする。

3 市長は、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、これらを適合させるための措置を取るよう補助事業者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、第9条の規定による報告があった場合は、速やかに提出された書類の審査、現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、耐震改修工事費等補助金確定通知書(第11号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、第11条の規定による補助金の交付決定の通知を受けたときは、耐震改修工事費等補助金交付請求書(第12号様式)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助事業者(第6条第7項の届出を行った者に限る。)が、前項の補助金の交付請求をするにあたり、その補助金の受領を耐震改修設計事務所、耐震改修工業者、又は耐震シェルター設置工事若しくはブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任する場合は、前項の耐震改修事業補助金交付請求書に、補助金の代理受領に係る委任状(第13号様式)を添付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるときのほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、耐震改修工事費等補助金交付決定取消通知書（第14号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事等、耐震改修工事監理又はブロック塀等安全対策工事に係る補助金は、交付しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している既存木造住宅又はブロック塀等
- (2) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった既存木造住宅（補助対象事業の異なるものを除く。）
- (3) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となったブロック塀等を有する敷地に存するブロック塀等
- (4) 他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅若しくはブロック塀等又は交付の対象となる予定の既存木造住宅若しくはブロック塀等

（調査等）

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

（整備保管）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければ

ならない。

(証明に係る手数料)

第18条 耐震改修工事を完了したことの証明に係る手数料については、新居浜市手数料条例(平成12年条例第13号)第5条第1項第6号の規定に基づき、徴収を免除するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項については、新居浜市補助金等交付規則(平成9年規則第9号)の規定による。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

新居浜市耐震シェルター等整備費補助金交付要綱(平成27年要綱第10号)は、廃止する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

| 区分 | 耐震改修設計・耐震改修工事監理 | 耐震改修工事 |
|--------------|---|---|
| 補助対象 経費 | 既存木造住宅の所有者が耐震改修設計事務所へ依頼して行った耐震改修設計・耐震改修工事監理に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。 | 既存木造住宅の所有者が耐震改修工事業者に依頼して行った耐震改修工事に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。 |
| 補助要件 | 耐震改修設計・耐震改修工事監理を耐震改修設計事務所が実施するものであること。 | 耐震改修設計事務所による耐震改修工事監理がされるもので、耐震改修工事業者が実施するものであること（30 万円以上の耐震改修工事に限る。）。 |
| 補助率・ 補助金額 | 耐震改修設計の補助金の額は、補助対象経費の 6 分の 5 以内とし、250,000 円／棟を限度とする。 耐震改修工事監理の補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、30,000 円／棟を限度とする。 | 補助金の額は、補助対象経費の 5 分の 4 以内とし、1,000,000 円／棟を限度とする。 |
| | 1 棟当たりの補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 | |

別表第2（第6条関係）

コンクリートブロック塀の点検表

| 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 | |
|------------------------|---|------|-----|
| | | 適合 | 不適合 |
| 1 高さ | 2. 2 m以下 | はい | いいえ |
| 2 壁の厚さ | 高さ2 mを超える塀で15 cm以上 | はい | いいえ |
| | 高さ2 m以下で10 cm以上 | はい | いいえ |
| 3 鉄筋 | 縦筋は壁頂部および及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている | はい | いいえ |
| | 壁内に径9 mm以上の鉄筋が縦横80 cm以内の間隔で入っている | はい | いいえ |
| 4 控壁（高さが1.2 mを超える塀の場合） | 長さ3.4 m以内ごとに、控壁が塀の高さの1/5以上突出してある | はい | いいえ |
| 5 基礎 | コンクリート造の基礎がある 基礎の根入れ深さは30 cm以上か | はい | いいえ |
| 6 傾き、ひび割れ | 傾き、ひび割れがある | いいえ | はい |
| 評価 | 6項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です | | |

組積造の塀の点検表

| 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 | |
|-----------|---|------|-----|
| | | 適合 | 不適合 |
| 1 高さ | 1. 2 m以下 | はい | いいえ |
| 2 壁の厚さ | 十分ある | はい | いいえ |
| 3 控壁 | 長さ4 m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している | はい | いいえ |
| 4 基礎 | 基礎がある | はい | いいえ |
| 5 傾き、ひび割れ | 傾き、ひび割れがある | はい | いいえ |
| 評価 | 5項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です | | |

| 補助金対象確認 | | | |
|---------|--------------|------|-------|
| 確認項目 | 確認内容 | 補助対象 | 補助対象外 |
| 設置場所 | 避難路沿道等に面したもの | はい | いいえ |

| | |
|---|--|
| <p>上記のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>報告者（施工予定業者） 住所 氏名 [印]</p> | |
| <p>上記内容について適正であることを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>確認者（市担当者） 氏名 [印]</p> | |